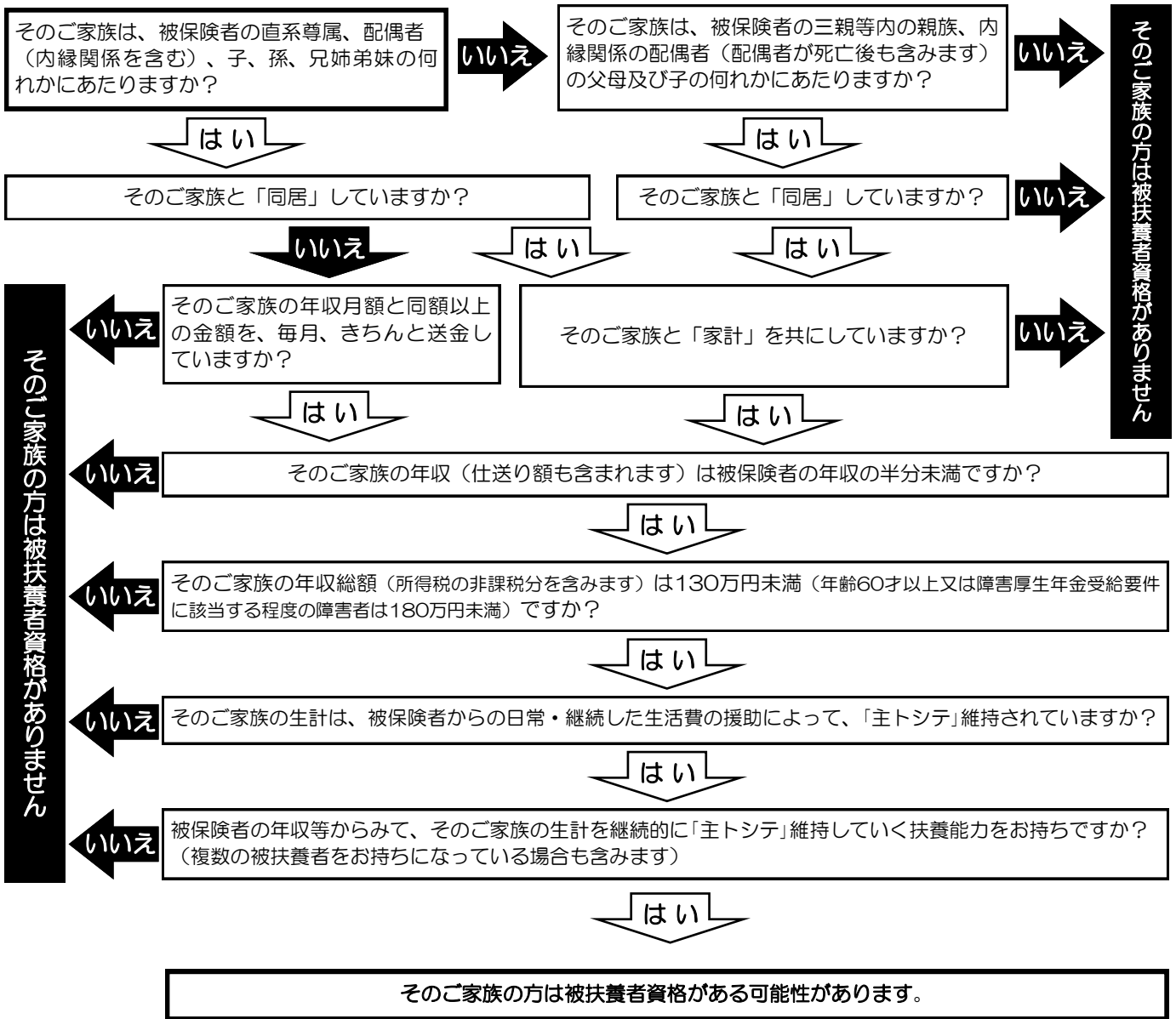


# 被扶養者資格調査の 被扶養者資格点検チャート

ご家族の方に被扶養者資格があるかどうか自己点検してみましょう！



**<注意>**  
 被扶養者資格を認定する権限は健保組合にあります。このチャートで「被扶養者資格がある可能性がある」と判定されたご家族の方でも、被保険者がそのご家族の方の生計を実際に「主トシテ」支援しているかどうか、被保険者に継続的に扶養する能力がおりかどうかなどを公正かつ厳正に審査し、その事実がないとか、疑わしいと判断できる相当な理由があれば、健保組合は被扶養者資格を否認することになります。

**■自分の収入により生活している人は被扶養者とはなりません**  
 就職したりアルバイトをして自分の収入により生活を行うようになった場合は、被扶養者資格を失います。被扶養者資格の喪失手続きは、『被扶養者(異動)届』に必要な事項を記入のうえ、健康保険証を添えて事業所の担当窓口へ提出してください。  
 各健保組合では組合加入員の人数をもとに、多額の拠出金を国に納めています。当健保組合でも約95億円、皆さんからいただく保険料収入の43.0%もの拠出金を納めています。皆さんからいただいた大切な保険料です。被扶養者資格がなくなった場合は、速やかに届け出るようご協力をお願いします。